

## 伊勢崎市都市空間情報デジタル基盤構築等業務委託

### 公募型プロポーザルに関する質問への回答

No	質問（趣旨）	回答
1	<p>ユースケース開発について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大川、旧桃ノ木川、車川、の氾濫モデルの検討</li><li>・新規国道、県道、高速道路の高盛土による地域の瞬時の冠水化</li><li>・伊勢崎台地から広瀬堤防間の冠水状況等</li><li>・利根川低地の地区別冠水状況</li><li>・地区外からの流入状況の検討</li></ul> <p>も必要に思われますが、作業上どのように対応するのか、不用なのかを、質問します。</p>	<p>浸水想定区域については、ユースケースとしてではなく、浸水区域データを活用し 3D 都市モデル標準製品仕様書に基づき、災害リスク（浸水）モデル（LODI）として作成予定です。</p> <p>ユースケースで開発する内容は特記仕様書第 37 条に記載があります。</p>
2	<p>実施要領 P2 3.参加 資格要件</p> <p>本業務は 1 社単独参加のみが認められるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>JV（共同企業体）の組成も可能です。</p> <p>ただし、JV として実施要領の 3. 参加資格要件の（1）～（5）及び（8）を満たし、JV を組成する者のうち少なくとも 1 者が（6）及び（7）を満たす必要があります。</p>
3	<p>別表第 1 「市内業者の活用」は、市内事業者の知見を業務に反映することを評価する趣旨と理解しております。</p> <p>伊勢崎測量設計業協同組合もしくは市内事業者が、本業務と同種又は類似の知見を有する事業者と共同企業体を構成し、役割分担を明確にした体制で参加する場合についても、当該評価趣旨に沿った体制として参加・評価の対象となり得るか、ご教示ください。</p>	<p>JV を組成した場合でも、「市内業者の活用」として評価の対象となります。</p>

4	<p>実施要領 P4 7.参加に係る書類の提出</p> <p>⑤ 担当技術者経歴書における手持ち業務の記載時点が「提案書提出日」となっておりますが、担当技術者経歴書は参加表明書提出時に提出する書類であるため、記載時点は「参加表明書提出日」として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。訂正いたします。</p>
5	<p>実施要領 P4 7.参加に係る書類の提出</p> <p>類似業務は、「空中写真測量及び都市計画基本図作成業務並びに「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関する業務及びユースケースの作成業務等とする。」と定義されていますが、同種業務はどのような定義となりますでしょうか。また、類似業務の定義をご提示いただいた条件である場合、本業務では空中写真測量を実施しないにもかかわらず、類似業務の要件に含まれている点について、ご見解をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>同種業務とは、発注する業務に求める成果を概ね得られると類推できる業務です。</p> <p>類似業務については、要領 7.の※以下において「類似業務とは、空中写真測量及び都市計画基本図作成業務並びに「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関する業務及びユースケースの作成業務等とする。」としています。</p> <p>類似業務の中に空中写真測量を含めたのは、今回行わなくとも、都市計画基本図作成の業務の一環として行う場合が多いためです。</p>
6	<p>実施要領 P5 8.企画提案書等の提出</p> <p>企画提案書のページ枚数の上限はありますでしょうか。</p>	<p>実施要領にあるプレゼンテーションの制限時間内に発表できる分量であれば、上限はありません。</p>
7	<p>実施要領 P6 9.プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）</p> <p>プレゼンテーション用に提案書をパワーポイントに再構成することは可能でしょうか。また、当日配布することは可能でしょうか。</p>	<p>提案書類についてはメ切までにご提出いただくことが必須です。</p> <p>再構成したパワーポイントを投影してプレゼンテーションを行うことと、投影した資料を配布することは可能です。</p>
8	<p>実施要領 P6 9.プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）</p> <p>プレゼンテーションで準備いただくスクリーンまたはモニター等の使用機材、備品の規格をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>HDMI（タイプAコネクタ）で接続可能な大型モニターです。</p> <p>なお、発表時にマイク等の音響機器は使用できません。動画を使用する場合にはスピーカー等をご持参ください。</p>

9	実施要領 P8、P9 別表第 1、第 2 一次審査と二次審査の点数は審査時に合算されますでしょうか。それとも一次審査と二次審査の点数は各審査でしか使用されないでしょうか。	一次審査と二次審査で点数は合算されません。
10	特記仕様書 第 33 条の建築物 LOD2 は、3D 都市モデル標準製品仕様書に詳細度により LOD2.0 から LOD2.2 まであるなか、LOD2.0 の想定でよろしかったでしょうか。	LOD2.0 を想定していますが、それ以上のものの作成を提案することも可能です。
11	特記仕様書 第 18 条にある貸与資料のうち、空中写真撮影、同時調整成果の整備年度をお教えいただけないでしょうか。また、撮影時のオーバーラップ、サイドラップがわかるようでしたらお教えいただけないでしょうか。	整備年度は令和 7 年度です。 オーバーラップ（数値写真間の重複度）は 60%、サイドラップ（隣接コース間の重複度）が 30%となっております。
12	特記仕様書 第 29 条で作成する白図及び都市計画用途図印刷用データのデータ形式は一般に pdf や ai がありますが、どのような形式を想定されていますでしょうか。	PDF 形式を想定しています。
13	特記仕様書 第 21 条の作業概要において測量成果検定について 3.00 km <sup>2</sup> とあるが、31 条の測量成果検定では約 9.0 km <sup>2</sup> という記載がある。見積するうえで、計上する数量はどちらが正しい数量でしょうか。	9.00 km <sup>2</sup> が正しい数量です。特記仕様書第 21 条を訂正いたします。
14	特記仕様書の第 40 条（1）の「発注者で運用する GIS」とは、何を示しておりますでしょうか	本市において使用している統合型 GIS（PASCAL for LGWAN）を指します。 現在使用している統合型 GIS 同様に、Shape 形式等のデータを取り扱うことが可能であることを要件としています。
15	プロポーザル実施要領の「7. 参加に係る書類の提出」について、CD-ROM 等の電子媒体については、1 部で宜しいでしょうか	貴見のとおりです。

16	<p>価格点について 実施要領 別表第2 本業務は高度な技術力としての品質確保が求められる業務です。別表第2「提案見積内容」の配点は、単なる最低価格での評価ではなく、交付金の趣旨、及び提案内容に見合った業務量・体制・品質を確保するための適正な価格設定であるかを判断する趣旨と理解しております。このような観点での評価との認識で差し支えないかご教示ください</p>	<p>概ね貴見のとおりですが、価格の競争力も評価の対象となります。</p>
17	<p>様式4では、「類似業務とは、3D都市モデル整備・更新、ユースケース開発、都市計画基本図更新、その他都市計画に関連する総合的な計画の策定業務等とする」とあり、実施要領7.参加に係る書類の提出の※印では「類似業務とは、空中写真測量及び都市計画基本図作成業務並びに「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関する業務及びユースケースの作成業務等とする。」と明記されています。両者の内容に相違がありますが、どちらを正とすればよいでしょうか。</p>	<p>要領7.の※以下「類似業務とは、空中写真測量及び都市計画基本図作成業務並びに「Project PLATEAU」に準拠した3D都市モデル整備に関する業務及びユースケースの作成業務等とする。」の記述を正とします。</p>